

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の 4 都県について、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことを踏まえ、基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡

令和 3 年 3 月 5 日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 3 項の規定に基づき、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の 4 都県について、緊急事態措置を実施すべき期間を令和 3 年 3 月 21 日まで延長することとされました。

また、同条第 6 項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙 1 及び 2 のとおりお知らせします。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙 1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

（別紙 2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 3 月 5 日変更）

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、重友、神前、倉田、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

kazuaki.shigetomo.c9f@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

hirofumi.kurata.v5j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp